



ドライン)」も全部改正されました*1。

なお、制限の対象となる「獣医療広告」とは、
①飼育者等を誘引する意図があること（誘引性）
②獣医師等の氏名又は診療施設の名称が特定可能であること（特定性）③一般人が認知できる状態にあること（認知性）の3要件をすべて満たしたものとされています。この点、動物病院のホームページについては、飼い主自らが情報を求めて検索し閲覧するとの性質から、原則として誘引性の要件を欠き、「広告ではない」とされています。すなわち、ホームページについては、広告制限の対象となっておらず、その適切な運営については、獣医師の自律的な行動に任されていることには注意が必要です。

獣医療広告をもとに動物病院を選ぶときに気をつけるべきポイント

獣医療広告に関する法令やガイドラインの改正は、主に動物病院や獣医師において理解し、注意あるいは遵守すべき事項といえます。今回の広告制限が若干緩和されたとしても、本質的な部分において変わりはなく、また、動物病院のホームページは広告ではないとの国の解釈に変更はないため、飼い主・消費者の立場から注意すべきポイントについては、これまでと大きく変わるものではありません。

飼い主・消費者にとって、広告は、その性質上、顧客を自社の商品やサービスに強く誘引するツールであり、利点のみを強調する一般的傾向は認識しておく必要があるでしょう。

また、獣医療広告に関する省令でも、従前から、誇大広告や比較広告は明文で禁止されています。「当病院は他の動物病院よりも優れている」「当病院の獣医師はもっとも手術が上手である」などの表現はもちろん、著名人の動物を診察していることを紹介することも、比較広告に該当するとされています。

ホームページには原則として広告制限が適用されないとはいえ、獣医療広告制限として明確

に禁止されている手法が用いられている動物病院は、注意が必要です。

結局のところ、ホームページを含め、獣医師の専門分野や略歴、看護師やスタッフの人的体制、院内設備などが紹介され、落ち着いた雰囲気・印象のものが無難ではないかと個人的には思います。

動物病院にかかるときに気をつけるべきポイント

一般的に、ある動物病院や獣医師の獣医療に関する専門知識の深さや技術の良しあしについて、飼い主が判断することは容易ではありません。

とはいえ、大切な家族であるペットの健康と安全を任せることになるわけですから、自宅から近いというだけで決めることなく（1つの要素ではありますが）、同じ動物を飼っている知り合いの評判や、ホームページや広告情報の内容、実際に利用したときのスタッフの対応や獣医師が丁寧な説明をしてくれるかなどを総合的に考えて決めるのがよいでしょう。

また、獣医療にかかる費用についても気になる場所だと思います。獣医療には、人間のような公的な健康保険制度はなく、自由診療、すなわち動物病院ごとに自由に金額設定できます。

動物病院においては、一般的に、院内の目立つところに価格表が表示されていません。定型的な検査や処置についてはホームページ等で表示しているところもありますが、調べても分からない場合は、事前にどの程度の費用がかかるかをスタッフや獣医師に確認することも必要でしょう。

ペット保険に関するトラブルの現状と加入するうえで知っておくべきこと

前述のとおり、獣医療は自由診療であり、高度な機材を使って難しい手術を行った場合などは、高額な費用が発生することがあります。また、高度な医療を受けない場合でも、通院が長期

*1 農林水産省「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」（2023年11月13日）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-16.pdf>



にわたり投薬や注射等を継続的に行えば、かなりの支出となります。犬猫の平均寿命は延びており*2、高齢の犬や猫の医療費は高額になる傾向があるとのデータもあります。そうした場合の備えとして、民間の保険会社からペットの医療保険(以下、ペット保険)が販売されています。

ペット保険の加入率は20%程度*3とされ、まだ高くはないといえますが、過去10年で10%以上増加しているうえ、今後も上昇することが見込まれています。

ペット保険でよくみられるトラブルは、契約内容が複雑であるのに対し、飼い主側がよく理解しないまま契約したため、いざペットが動物病院で治療を受けた場合に、思っていたような補償を受けられない、というものがほとんどと思われます。

例えば、ペット保険で補償対象となる範囲についての誤解です。一般的に、ワクチン接種や不妊去勢手術は病気の治療ではないためペット保険の対象にはなりません。また、契約によっては、免責金額や補償割合などの条件がついており、補償対象となる病気やケガの治療費であっても、全額が支払われないこともあります。

トラブルを回避するためには、こうした認識の齟齬^{そご}をなくすこと、具体的には、契約者側は、パンフレットや重要事項説明書をよく読むことに尽きます。一方、保険会社としては、契約の重要事項かつ誤解されやすい内容をイラストなどで分かりやすく説明することが必要でしょう。ただ、ウェブサイト上で契約する場合は、担当者からの口頭説明がなく、分からないときにその場で質問できません。また、ペットショップで犬や猫を購入したときに合わせてペット保険に加入することが多いと思いますが、飼い主側も念願のペットを迎え入れたことの喜びや高揚で、ペット保険の内容にまであまり関心が向かないこともあります。この点は、ペットの飼い方など

と合わせて、保険代理店となるペットショップにペット保険についても丁寧な説明をお願いしたいところです。

その他、ペットを飼うときに知っておきたい法律知識

犬については、狂犬病予防法に基づく市町村への登録や年1回の予防注射などの義務があります(狂犬病予防法4条及び5条)。日本国内への狂犬病のまん延を防止する重要な目的があるため、違反者には刑罰(20万円以下の罰金)が定められています(同法27条)。もっとも、注射率は全国平均で70%程度にとどまっており、徹底されていません*4。

また、動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)や環境省の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、動物の飼い主には、動物由来の感染症の予防、逸走防止の措置、所有者明示^{しゅうせいししょう}、終生飼養^{しゅうせいししょう}など、さまざまな責務が定められています。

飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類^{はちゅうるい}の動物を虐待し、あるいは遺棄をすると、犯罪となります。みだりに殺傷した場合は、重い刑罰(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)が科されます(動物愛護管理法44条)。椅子や机などのモノであれば、所有者が乱暴に扱って壊しても違法ではありませんが、命ある動物については、法律は異なる扱いをしています。

おわりに

可愛いペットの存在は、癒やしとなり、私たちの生活を豊かにしてくれます。そのようなペットが病気やケガで苦しんでいるときには、今度は飼い主が責任をもって、獣医師などの専門家の力を借りながら、助けてあげる必要があるでしょう。読者の皆さんが、適切な獣医師や動物病院を見つけられることを願っています。

*2 アニコムホールディングス株式会社「アニコム 家庭どうぶつ白書2024」<https://www.anicom-page.com/hakusho/>

*3 アニコム損害保険株式会社ウェブサイト「ペット保険の加入率はどのくらい?入っておくべき理由について解説」<https://www.anicom-sompo.co.jp/beginner/question/subscription-rate.html>

*4 厚生労働省「都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数等(平成26年度～令和5年度)」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/01.html>